

第24回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成24年11月20日午後3時から午後5時まで
- 2 場所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 (家庭裁判所委員会委員)
池田玲子, 石井忠雄, 石曾根清晃, 越智康詞, 寺門正顕, 寺嶋勇祐, 水野隆子 (五十音順, 敬称略)
(説明者)
次席家庭裁判所調査官
(オブザーバー)
首席家庭裁判所調査官, 首席書記官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長
- 4 テーマ
少年事件について
- 5 議事
 - (1) 新任委員の自己紹介: 石井忠雄
 - (2) 議事の進行について
本日の委員会の報道関係者による取材について承認した。
 - (3) 「少年審判手続と少年に対する教育的働きかけについて」
[説明(次席家庭裁判所調査官)]
 - (4) 質疑・応答
再非行防止教育の中で刑事裁判傍聴というのがあったが, 長野家裁では既に実施されているのか。 (寺嶋委員)
昨年から試行的に実施しており, これまでに7件くらい行った。まだメニューとして固まっていないので適切なケースがあればということで実施している。
(次席家裁調査官)
公判に立つ検察官としては, 事前に御相談いただければ手続の流れだとか必要

な御説明はできると思うので、もしそのような御要望があれば御一報いただければと思う。連携を取りながら再非行防止に努めていかれればと思う。

(寺嶋委員)

全体として非行防止教育や働きかけは、どのくらい行われているのか。

(寺門委員長)

本庁と松本支部ではそれぞれ1, 2か月に1回実施している。

(次席家裁調査官)

お尋ねしたい問題が4つあるので、わかる範囲でお答えいただきたい。

- 1 再犯率はどうなのか、年齢差があるのか、非行の種類によって差があるのか、男女差はあるのか、ということがわかれば教えていただきたい。
- 2 少年の事件のこれだけ大変な作業を調査官がやっていて、その他に後見監督でも調査官は必要な役職であるが、長野県内で調査官の人数が足りているのかということをお尋ねしたい。
- 3 現在、佐久支部では少年事件が扱われていないが、将来的に少年事件を扱う可能性があるのかどうか。また、少年事件を扱うことができないとすれば何か事情があるのかどうかをお尋ねしたい。
- 4 直接裁判所とは関係はないが、少年鑑別所は長野県では長野市にしかないため、南信の伊那、飯田の少年に関して調査官にとっても不都合がないのかどうかをお尋ねしたい。

(石曾根委員)

初めに、長野家裁では少年の再犯率については統計を取っていないのでお答えできない。他の庁での経験では、万引きだと再犯は1割、2割程度だという感じである。調査官の業務負担については、私からはお答えする立場ではない。

(次席家裁調査官)

長野県内に調査官は何人いるのか。

(寺門委員長)

約20人である。

(次席家裁調査官)

調査官をどこにどのように配置をするのか、また、どのように活動してもらう

のが効率的かということを検討した上で従来から佐久の事件は上田支部で扱っているのだと思う。長野は支部が多く、それぞれの支部に1人ずつ配置してしまうと孤立してしまうということもあり機動的に使うにはどうすればいいとか、いろいろな観点から検討して今の形になっていると思う。

御要望があることは承っておいて、少しでもいい形にしていければと思うので、いろいろな御意見を伺いながら考えていきたい。(石井委員)

他の支部では少年事件を扱っているのに、佐久支部だけ少年事件を扱っていないのか。(寺門委員長)

佐久支部の管内の少年事件は、上田支部が管轄をしている。佐久支部は家事事件のみを扱っている。(次席家裁調査官)

支部があるのに、そこだけ少年事件の扱いがないのはなぜなのか。

(寺門委員長)

支部があるから必ずそこで全ての事件をやらなければいけないというものではなくて、昔からどこの支部で何を扱うかという切り分けの上でできているもので、地域の実情とともに、人員と態勢のかね合いの上に現状が成り立っている。

(石井委員)

調査官からすれば、飯田、伊那は遠い。例えば、飯田だと朝に出て少年鑑別所に到着するのが昼ころになってしまう。それから調査を行い、午後4時ころに鑑別所を出て飯田にたどり着くと夜になってしまうというのが現実である。

(次席家裁調査官)

例えば心理学の検査などをやるにしても1時間では終わらないであろうし、行動観察をしたりして、半日の午後の時間だけしか取れないとすれば十分な調査ができない態勢になっているのではないか。少年鑑別所が長野市にだけしかないというのは、裁判所の問題なのか。(寺門委員長)

少年鑑別所は、1県1か所が原則である。2か所あるのは東京くらいだと思う。その他にも2か所あった庁があるかもしれないが、徐々に併合されて1県で1か

所になってきている。少年鑑別所に入る少年は少なくなっているの、いいか悪いかは別にして、これからは1県に1つ維持していくのも難しくなるのかなという思いもある。

飯田、伊那の関係では調査官が苦勞しているというよりは、むしろ当事者の方々が大変なのではないかなと思っている。鑑別所に入った少年に保護者が面会に来るといっても飯田在住の親御さんが長野まで来るのは大変なんだと思う。調査に当たって、そのへんの配慮を裁判所も少し考えていかななくてはならないということは認識している。

調査官は、全国で毎年50人程度しか養成できていない職種なので、長野に何人置いてもらえるかといえ、現状が精一杯だと思う。そのため、部内で苦勞しながらやり繰りしていかなければいけないのかなという思いでいる。

(首席家裁調査官)

そういうのは何とかならないのか。

現有的人が苦勞してやっていて、もちろん費用的な問題が社会的にあるが、一方では将来ある少年たちの処遇をどうするかということに大きく関わる調査官活動がどんどん疲弊していってしまうのはどうなのかなと思う。どのように改善すればいいのか、この場で言っても仕方ないことかもしれないが。

(寺門委員長)

私たちは、与えられた条件の中でどうすればベストを尽くせるかを考えていろいろやっている。その中で、このような場で御意見をいただき、改善できることがあれば改善していきたい。

また、少年鑑別所は裁判所の組織ではなく法務省の管轄であるので、なかなか簡単にはいかないということを御了解いただきたい。

(石井委員)

再度申し上げるが、法曹三者の中で弁護士だけが激増しているという現実がある。裁判所がその気になれば、やりようによっては調査官も増やせるのではないかな。そこのところを地域から中央へ声をあげていただきたい。調査官の役割は大

きいし、それだけ期待もあって効果も大きいと思うので是非とも長野県から声をあげていただきたい。

佐久支部は昔から少年事件を扱っていないというのはそのとおりであるが、昔は本庁を補充するために支部ができて、支部にはこの事件だけやってもらいましょうというのが昔だったのであるが、今は地域の住民が本庁の市民と同じだけの法的サービスを受けられているかどうかという問題だと思う。平等かどうかという要求がすごく強いので、佐久の少年事件は上田がやっているからいいのではないのでしょうかというはダメである。やはり佐久でやらないといけないと思う。

鑑別所の問題も裁判所の問題ではないが、裁判所も困っていると、何で南信に鑑別所がないのかということを経験者からなぜ言わないのか、ということを経験者として申し上げる。

再犯率に関して、調査官が御苦労してやっていて、自分たちの仕事の結果、再犯する少年が少なくなって満足感があるか、それともやってもやっても同じだと思っているのか、その点はどうなのかということを知りたい。もし、非常に満足しているという制度でより充実させたいということで調査官が足りないということであれば、国家的にもっと多くする制度にしてくれよと言うべきではないかと思う。

(石曾根委員)

「万引き被害を考える会」は初回万引きの少年に受けてもらっていて、やはり再犯がときどきあるので、次の段階として成人の刑事裁判の傍聴という次の一手を打つということを考えている。再犯率の検討をするときに、例えば、19歳のとき講習を受けた少年の再犯は20歳になるともう追跡できないという事情がある。逆に15歳くらいに受講していて17歳くらいで再犯があった場合、追跡はできるが、その際、罪種に関して、例えば、万引き講習を受けた後、万引きの再犯があれば、確かに再犯と言えるが、次の非行がスピード違反だった場合、これを再犯というのか、調査官の方でも意見が固まっていないので、再犯率を示すことができないというのが現状である。

また、保護的措置の効果については、再犯率の数字だけで追いかけていくのではなく、裁判官に審判していただくときに審判運営に役立ったかどうかということも検討していきたいと考えている。単に面接で聴き取りました、反省していますというのではなく、裁判官から、「講習を受けて今どういう思いでいますか。」という形で具体的に質問してもらい、その効果を検証していきたいと思っている。

(首席家裁調査官)

調査官の数等の問題についてはこの委員会の委員の方から出た御意見なので、どこかで取り上げていただく、あるいは、どこかに申し入れをしていただくとか、何かをしていただければと思うので、よろしくお願い申しあげたい。

(寺門委員長)

石曽根委員の御指摘の本庁と支部で法的サービスに格差があってはいけないというのは、そのとおりだと思う。また、サービスの全体のレベルアップを目指したいと思っている。

(石井委員)

6 次回期日

平成25年6月5日(水)午後1時30分

7 次回議題

調停委員との意見交換

家事事件手続法について

(注)

は、委員等の発言内容

は、委員会において確認した事項